

入札心得

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 2 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施工（業務の履行）についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は理事長とし、1件ごとに作成して封筒に入れ封印のうえ、入札者の氏名又は法人名および工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は次のとおり取り扱う。
 - イ 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としない。
 - ロ 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札書本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - ハ 総合評価方式における技術提案にかかる書類（以下「技術提案書」という。）についても、該当する欄には入札者本人の住所、氏名を記載しなければならない。
 - (3) 入札執行回数は、予定価格を公表するものについては1回、公表しないものについては3回までとする。
 - (4) 入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。また、入札者は原則として開札に立ち会うものとする。やむを得ない事由により、入札参加者が一人も開札に立ち会えない場合は、当該入札事務に関係のない職員の立ち会いのもと、開札を行う。
 - (5) 価格競争入札において、落札者となる額の入札をした者、総合評価方式において評価値が最も高かった者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせるものとする。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - イ 入札に参加する資格のない者が入札したとき

なお、この入札を所管する発注者が行う同一日の入札の結果、配置予定技術者

が兼務制限の基準に抵触したときは、入札に参加する資格がない者が入札したものととして、その者の入札は無効とする。(兼務制限にかかる届出事項のうち、他の入札結果により手持ち工事(業務)数に変更が生じた場合は、落札決定までの間、入札参加者本人からの変更の届けを受け付ける。)

また、(9)ロによる参加資格喪失届が受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。

- ロ 入札者が同一案件の入札に対し、二以上の入札をしたとき
 - ハ 入札者が他人の入札の代理をしたとき
 - ニ 入札に際して談合等の不正行為があったとき
 - ホ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき
 - ヘ 金額を訂正した入札をしたとき
 - ト 記名、押印を欠く入札をしたとき
 - チ 技術提案書において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき
 - リ 総合評価方式にかかる評価項目について、提案のない評価項目があるとき
 - ヌ 総合評価方式にかかる評価において参加資格がないことが認められたとき
 - ル 入札公告において指定した期限までに技術提案書の提出がないとき
 - オ 技術提案書にかかるヒアリングがある場合において、その指定時刻に指定場所に来なかったとき
 - ワ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められるとき
 - カ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど、適正に作成されたと認められないとき
 - ヨ 入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき
 - タ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (7) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
- イ 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき
 - ロ その他入札の執行を妨げたとき
- (8) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。
- イ 一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、価格競争入札にあつては 入札受付開始日時、総合評価方式にあつては、自社のヒアリング開始日時、又は入札書受付開始日時のいずれか早い時点までに

やむを得ないと認められる場合に限り、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができる。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとする。）により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

ロ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとする。）により、参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

(10) 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがある。

(11) 落札決定までの期間は、落札候補者に限り配置予定技術者の他工事（業務）への配置予定等を制限するものとし、他工事（業務）の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

また、落札候補者以外の者で、落札決定までの期間に他工事（業務）を落札するなどした結果、当該工事（業務）の参加資格を喪失した場合は、その者は速やかに当該工事（業務）について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(12) 入札に際して工事費内訳書（業務委託料内訳書）が次のいずれかに該当する入札書については、公社会計規程第72条の規定により無効とする。工事費内訳書（業務委託料内訳書）には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。また、提出した工事費内訳書（業務委託料内訳書）の不明な点を説明できない者は失格とする。

イ 工事費内訳書（業務委託料内訳書）を提出しないとき

ロ 工事費内訳書（業務委託料内訳書）の金額と入札額が一致していないとき

ハ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき

※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなす。

ニ 記載すべき項目が欠けているとき

※注 記載すべき項目には、工事（業務）名、会社名、代表者名を含まない。

ホ その他不備があるとき

(13) 落札者はその請け負った修繕工事（業務）を施工（履行）するときは、必要に応じて法令等で定める技術者を配置しなければならない。

(14) 共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し、押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。

- (15) 専任を要する主任技術者等については、次の基準日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- イ 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は、参加申請受付の最終日
 - ロ 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない場合は、契約日
- (16) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。
- イ 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき
 - ロ 入札参加者が、入札において競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術提案書、又は入札意思について相談したことが認められたとき
 - ハ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書を意図的に開示したことが認められたとき
 - ニ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき
 - ホ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないとき
 - ヘ (9)イ又は(9)ロで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき
- (17) 理事会等の議決に付すべき契約において、仮契約の締結後、理事会等の議決までの間に落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。）が三重県から入札参加の資格制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」という。）を受けた場合には、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留する。
- イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき
 - ロ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき
 - ハ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき
- (18) (17) に該当する工事（業務委託）以外の契約において、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。）が契約を締結するまでに三重県から資格停止等を

受けた場合は、契約を締結しないことがある。また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は契約の締結を保留する。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

ロ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ハ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

(19) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は仮契約若しくは契約を解除又は締結しない場合、公社は一切の損害賠償の責を負わない。

(20) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭など個別では受け付けない。

(21) 事後審査型一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとする。また、くじ引きについても同様とする。

3 入札をした者は、入札後において、この入札心得及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。